

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和元年度中国個人旅行者向け観光プロモーション等業務委託

2 履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

3 履行場所

提案内容に準ずる

4 業務目的

本市の外国人宿泊者数の増加を図るため、近年伸び悩んでいる傾向にある中国からの誘客を促進する必要があります。

本事業では、昨年度から取り組んでいる中国沿岸都市（特に上海・北京・広州）の個人旅行者をターゲットとした情報発信を効果的に行うため、個人旅行者に影響力を有するメディア等を招請し、SNSやOTA（Online Travel Agency）サイトを含む旅行攻略サイトへの記事投稿を図り、横浜での宿泊を含めた誘客をより効果的に促進することを目的とする。さらに、横浜関連の投稿記事に対する反響を分析し、ターゲット目線で訴求できる観光コンテンツ等を明らかにする。

5 事業内容

(1) メディア等招請

中国のFITのうち、以下に設定したターゲット層に訴求力をもつメディア等を招請し、横浜市内宿泊を含むファミトリップを実施し、情報発信を図る。ファミトリップの内容は、市内の来訪者（宿泊者）の増加への寄与が見込まれるものを提案すること。

ア 実施内容

(ア) ターゲット

- ・友人など小グループでの旅行者（20代後半から40代前半）
- ・親子旅行者（20代後半から40代前半の両親と小学生までの子ども）

(イ) 被招請者

・最も効果的な情報発信となるよう選定方法を提案すること。（人数は3人以上とし、具体的な被招請者は、企画提案内容を踏まえて、別途調整のうえ決定する。日本在住者も可とする。中国語通訳案内士の手配の要不要についても提案すること。）

(ウ) 招請時期

- ・令和元年10月以降3泊4日程度。
- ・被招請者のスケジュールや設定するテーマ等の理由により、別日程で招請することも可。

(エ) 発信条件

- ・被招請者による旅行攻略サイトでの情報発信は、招請1カ月以内までの間に行うこと。
- ・被招請者によるSNS情報発信回数は、招請期間中1日1回以上とすること。

イ 業務内容

(ア) 旅行攻略サイト等での発信

- ・旅行者投稿型のものでFITの利用が多く、中国国内において影響力の高いサイトとすること。
- ・選定理由を具体的に明記すること。
- ・なお、馬蜂窩 Mafengwo は必ず含めること。

(イ) 行程の作成

- ・宿泊は横浜市内とし、中国のFITが興味を持つことが期待されるコンテンツ（周遊パス）を盛り込んだ上で、容易に周遊できるような行程を作成すること。なお、各招聘者は異なる行程とすること。
- ・最終的な行程については、横浜市と協議の上決定すること。

(ウ) 被招請者に対する招請案内の作成及び翻訳、伝達、事前の連絡調整、プロフィールの作成

(エ) 被招請者に係る航空券の手配

(オ) 日本国内移動手段の手配

- ・専用車を手配する場合は、被招請者、通訳案内士、添乗員、横浜市観光振興課職員（1名程度）の移動と被招請者の荷物の運搬を考慮し、余裕を持った大きさとする。

(カ) 被招請者に係る宿泊、食事、通信環境、観光入場・体験等の予約・取材手配

- ・宿泊施設は原則1名（または1グループ）につき1室とすること。
- ・Wi-Fi ルーターまたはSIMカードなどの通信環境を一人1台手配すること。
- ・撮影、取材許可（取材先の調整、撮影場所及び素材の著作権処理を含む）を取得すること。

(キ) 招請に係る全行程の実施記録。

(ク) 記事の投稿にあわせて、横浜観光情報サイト等へのURLを掲載するよう調整すること。

(ケ) 記事投稿がなされた後、すみやかに日本語に翻訳し、データで提出すること。

(コ) 本事業により撮影し記事投稿された写真を、横浜市及び（公財）横浜観光コンベンション・ビューローが二次利用できるよう、被招請者と調整し画像データを納品すること。

(2) 旅行攻略サイト等での横浜関連情報の分析

ターゲット目線で訴求できる観光コンテンツ等を明らかにするため、旅行攻略サイト等において、横浜市が指定する投稿記事を含め、横浜市内の観光施設、宿泊施設などについて投稿された（1）の業務による発信記事の内容や反響から、中国のFITの視点で長所（強み）・短所（弱み）、新たな観光資源になり得るもの等の調査・分析方法を提案する。

(3) 目標設定と効果測定及び報告業務

本事業の効果を測定するための数値目標を設定し、目標達成のための手段と実績の測定方法を提案に記載すること。提案された数値目標については、達成することを前提とし、事業を展開する期間中、最低毎月1回以上横浜市に対し報告（定量/定性）を行うとともに、PDCAを回せる体制を構築すること。

6 実施スケジュール

本業務の実施スケジュールを履行期間内で明確に示すこと。

7 成果物

つぎの成果物を、履行期間中に横浜市へ納入すること。

- (1) 報告書一式 2部（A4版、カラー）
- (2) 報告書一式（電子データ）

（電子データは、CD又はDVDとし、Microsoft Word2016、Microsoft Excel2016 又は Microsoft Power Point2016 において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする）

- (3) 本業務の遂行過程で作成した電子データ一式（汎用のソフトで作成すること）
- (4) コンテンツの基本情報登録の際に使用した画像及び紹介文（日・簡）のデータ一式
- (5) その他本業務に附帯する一切の資料（電子データを含む）

8 その他

業務の遂行に際しては、次の事項に合意するものとする。

- (1) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、横浜市と受託者との双方で調整するものとする。
- (2) 横浜市は、必要に応じて業務内容を変更することができることとし、この場合、横浜市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (3) 本業務の実施にともない新たに作成された成果物、及び制作過程において新たに作成された素材に係る知的財産権については、原則として横浜市に帰属するものとする。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（写真、キャラクター、ロゴ等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料・利用料の支払い、スケジュール調整、その他付随する業務全般を実施すること。
- (5) 著作権・肖像権に関して、権利者の承諾が必要な場合、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責に任ずるものとする。
- (7) 受託者は、本市と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
- (8) 受託者は、本市から指導・助言を求められた際は、速やかに対応すること。
- (9) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても同様とすること。